

2024年2月13日

各 位

会 社 名 リネットジャパングループ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 グループ CEO 黒田 武志
(コード番号：3556 東証グロース・名証メイン)
問 合 せ 先 常務執行役員グループ CFO 管理本部長 岩切 邦雄
(TEL 052-589-2292)

第25期（2024年9月期）第1四半期報告書の提出期限延長の承認申請書の提出
及び第25期（2024年9月期）第1四半期決算発表の延期に係るお知らせ

当社は、2024年2月9日付「第25期（2024年9月期）第1四半期決算に係る決算発表並びに四半期報告書提出期限延長に関する検討のお知らせ」で公表しましたとおり、本日、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を東海財務局へ提出すること、及び2024年9月期第1四半期の決算発表を延期することについて決定しましたので、お知らせいたします。

本件につきましては、株主、投資家の皆様をはじめ、総てのステークホルダーの皆様、市場関係者の皆様には多大なご迷惑をおかけすることとなり、改めて深くお詫び申し上げますとともに、当社は事案の早期解明と適正処理、及び再発防止策について真摯に取り組むとともに、掲題第1四半期報告書の延長期限内提出及び早期の同決算開示について遵守をいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書

第25期（令和6年（2024年）9月期）第1四半期報告書
（自令和5年（2023年）10月1日至令和5年（2023年）12月31日）

2. 延長前の提出期限

令和6年（2024年）2月14日

3. 延長が承認された場合の提出期限

令和6年（2024年）3月29日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2023年12月20日付「子会社における不正融資の発覚及び2023年9月期決算における有価証券報告書提出期限延長申請の検討に関するお知らせ」で公表のとおり、当社の連結子会社であるCHAMROEUN MICROFINANCE PLC.（本社：カンボジア王国プノンペン都 CEO：YANNICK NICOLAS MILEV、以下「チャムロン社」）において、2022年前半頃から不適切な融資取引（以下、「本事案」）が行われていた可能性が複数判明いたしましたことを受け、本事案について、その発生経緯、会計も含めた影響額の算定及び事業運営状況の瑕疵等の問題を把握し、適正処理及び再発防止策も含めた事業運営の適正性回復を図る観点から、2024年1月4日付で公表した「第24期（2023年9月期）有価証券報告書の提出期限延長に係る承認のお知らせ」に記載のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項に規定する有価証券報告書の提出期限延長につきまして、2024年3月29日までを提出期限として対応を行っております。

今般、本事案に係る対応が継続中であり、第24期（2023年9月期）有価証券報告書の提出期限

の延長により前年度決算が未了であることから、2024年2月9日付「第25期（2024年9月期）第1四半期決算に係る決算発表並びに四半期報告書提出期限延長に関する検討のお知らせ」で公表しましたとおり、第25期（2024年9月期）第1四半期報告書の提出期限延長の承認申請書を東海財務局へ提出するとともに、第25期（2024年9月期）第1四半期決算発表についても同様に延期を行うことといたしました。

5. 現在までの対応状況及び今後の見通し

本事案につきましては、2023年12月8日に当社において本事案の発生を認識して以来、チャムロン社の独立した内部監査部門での調査とともに、日本及びカンボジア王国において、当社若しくはチャムロン社と利害関係を有しない外部専門家、会計事務所、弁護士等の参画も得たうえで、適切な方法による調査を継続するとともに、当社監査人のPwC Japan 有限責任監査法人、チャムロン社の監査人である PricewaterhouseCoopers (Cambodia) Ltd. (併せて以下「PwC」)との連携も含めて、本事案の特定、背景の確認、発生事由の解明及び当社連結財務諸表への影響等につきまして検討を行っております。

現在実施中の調査につきましては、主に以下のとおりであります。

- ・ チャムロン社の顧客に対する直接の訪問・架電・証書類確認による架空融資の調査
- ・ チャムロン社経営陣、管理職等に対する聞き取りと事象確認による関与調査
- ・ 外部専門家による各種データ分析から得るリスク判定（重畳で上記への再調査の実施）
- ・ 発生原因の分析と再発防止策の検討

以上の調査を行うことにより、本事案の発生した支店（現在判明で2支店）の架空融資の特定、及び他支店での類似事案の発生の有無を調査しております。

調査開始以来、事実関係、架空融資取引の範囲、件数及びこれらによるチャムロン社及び当社連結の業績や過年度の財務諸表等への影響については、上記調査に対して、今後、外部専門家及び監査人により調査内容についての分析、調査手法と結果内容についての追加検証が行われる予定であります。

尚、2024年2月7日時点までに上記調査にて判明した判明した本事案により実行された架空融資の金額は50.5万米ドル相当であり、2023年12月20日付「子会社における不正融資の発覚及び2023年9月期決算における有価証券報告書提出期限延長申請の検討に関するお知らせ」で公表致しました「これまでのチャムロン社の調査により判明した不正融資と目される残高は一部推定も含め50万米ドル相当額」に対して、新たに不正融資の拡大は観察されておられません。また上記2支店以外での新たな類似事案の発生も認定されておられません。

但し、本金額及び不正の範囲の認定につきましては、今後、上記のとおり外部専門家、会計事務所、弁護士等による調査内容の検証により変更されることがあり、また並行して行われる外部調査によりこれを上回る可能性もあります。

当社は、上記のすべての調査についてPwCの協力を得ながら、当社の2023年9月期連結財務諸表及び財務諸表の作成並びに監査人による監査手続を完了させたうえで、同じく2024年9月期第1四半期連結財務諸表の作成、並びに監査人による監査手続を完了させ、総ての必要な報告書（第24期（2023年9月期）有価証券報告書・内部統制報告書、2024年9月期第1四半期報告書（但し、同第1四半期報告書については延長を承認された場合））と2024年9月期第1四半期決算発表を2024年3月29日までに提出、開示完了する予定です。

当社は2023年6月29日に「特定子会社の異動を伴うCHAMROEUN MICROFINANCE PLC.の株式譲渡に関する契約締結のお知らせ」にて開示致しましたとおり、チャムロン社の発行済全株式を、五常・アンド・カンパニー株式会社（本社：東京都渋谷区、以下「五常」）等に対して譲渡することを決議し、同日付にて五常等との間で株式譲渡契約書を締結しております。本株式譲渡につきましては、現在、カンボジア国立銀行への申請により承認手続き中ではありますが、本事案による本株式譲渡への影響については、五常等と協議中であり現時点では未定であります。

以上